

14. 金庫の直近 2 事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

◎貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度	科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	1,081	1,312	預 金 積 金	86,913	84,790
預 け 金	23,251	19,385	当 座 預 金	1,315	1,096
有 価 証 券	29,633	29,815	普 通 預 金	24,390	25,277
国 債	183	173	貯 蓄 預 金	91	88
地 方 債	—	—	通 知 預 金	161	651
社 債	20,197	19,861	定 期 預 金	57,358	54,279
株 式	4	4	定 期 積 金	3,407	3,198
そ の 他 の 証 券	9,248	9,775	そ の 他 の 預 金	188	198
貸 出 金	37,452	37,558	借 用 金	1,020	—
割 引 手 形	170	148	借 入 金	1,020	—
手 形 貸 付	2,331	2,326	そ の 他 負 債	205	268
証 書 貸 付	33,204	33,145	未 決 済 為 替 借	15	35
当 座 貸 越	1,745	1,937	未 払 費 用	20	17
そ の 他 資 産	562	727	給 付 補 填 備 金	1	1
未 決 済 為 替 貸	15	31	未 払 法 人 税 等	0	0
信 金 中 金 出 資 金	395	525	前 受 収 益	14	15
未 収 収 益	126	134	払 戻 未 済 金	3	1
そ の 他 の 資 産	24	36	職 員 預 り 金	37	31
有 形 固 定 資 産	315	438	リ ー ス 債 務	102	149
建 物	96	160	資 産 除 去 債 務	2	9
土 地	106	106	そ の 他 の 負 債	5	5
リ ー ス 資 産	92	133	賞 与 引 当 金	11	11
その他の有形固定資産	21	38	退 職 給 付 引 当 金	24	21
無 形 固 定 資 産	17	30	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	64	71
ソ フ ト ウ ェ ア	13	26	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1	1
その他の無形固定資産	3	3	偶 発 損 失 引 当 金	48	47
債 務 保 証 見 返	204	107	債 務 保 証	204	107
貸 倒 引 当 金	△ 539	△ 432	負債の部合計	88,492	85,319
(うち個別貸倒引当金)	(△ 368)	(△ 340)	(純 資 産 の 部)		
			出 資 金	148	146
			普 通 出 資 金	148	146
			利 益 剰 余 金	4,256	4,425
			利 益 準 備 金	159	159
			そ の 他 利 益 剰 余 金	4,097	4,266
			特 別 積 立 金	3,910	3,910
			(経営安定化積立金)	(430)	(430)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	187	356
			処 分 未 済 持 分	△ 3	△ 3
			会 員 勘 定 合 計	4,402	4,568
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 915	△ 944
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 915	△ 944
			純資産の部合計	3,486	3,623
資産の部合計	91,979	88,943	負債及び純資産の部合計	91,979	88,943

注記事項(令和 6 年 3 月期)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～39年
その他	3年～15年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額を算定する際に使用する貸倒実績率は、直近3算定期間の平均値に基づき算出した率と、景気循環サイクルも考慮し全期間の貸倒実績率の平均値を比較して、両者の高い方の率として予想損失額を算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した事務管理部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,792百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

9. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	1, 680, 937百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1, 770, 192百万円
差引額	△ 89, 255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分)

0. 0469%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147, 969百万円〔及び別途積立金58, 714百万円〕であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 収益の計上方法として、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 432百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6. に記載しております。

貸倒引当金算出にあたっての主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通しに基づく債務者区分の判定」であり、各債務者の収益獲得能力を評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

1, 306百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額

1, 066百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	570百万円
危険債権額	1,968百万円
要管理債権額	34百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	34百万円
小計額	2,573百万円
正常債権額	35,140百万円
合計額	37,714百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は148百万円であります。

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産 預け金(定期預け金) 3,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金(定期預け金)3,000百万円、日本銀行との間の歳入代理店契約に基づく保証品として、有価証券(社債)25百万円を差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額 1,267円25銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務等の金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(マチュリティー・ラダー分析管理)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスク管理要領等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部及び企業支援部により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、マチュリティ・ラダー分析によって金利の変動リスクを管理しております。

余剰資金運用基準等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余剰資金運用情報協議会において決定された余剰資金運用に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、定期的に役員等へ報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余剰資金運用情報協議会の方針に基づき、余剰資金運用基準に従い行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前協議、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している債券の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や発行体の財務状況等をモニタリングしております。

これらの情報は、総務部を通じ、理事会及び余剰資金運用情報協議会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実度の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、2,659百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、毎営業日、資金繰り表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、

当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

項 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	19,385	19,395	10
(2) 有価証券 その他有価証券	29,811	29,811	—
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	37,558 △ 432		
	37,125	37,488	362
金融資産計	86,322	86,695	373
(1) 預金積金	84,790	84,816	26
金融負債計	84,790	84,816	26

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、割引手形、当座貸越及び変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、手形貸付及び固定金利によるものは、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

流動性預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	4
合 計	4

(※1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	債券	4,292	4,259	32
	国債	—	—	—
	社債	4,292	4,259	32
	その他	2,711	2,661	50
	小計	7,004	6,921	83
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	債券	15,742	16,220	△ 477
	国債	173	199	△ 25
	社債	15,568	16,020	△ 451
	その他	7,063	7,614	△ 550
	小計	22,806	23,834	△ 1,028
合計		29,811	30,755	△ 944

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、37百万円(社債)であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復するとは認められず、著しく下落したものとして判断しております。また、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価の推移及び発行体の格付等を勘案し、著しく下落したものとして判断しております。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,972百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,363百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

・繰延税金資産	貸倒引当金	3 4 6 百万円
	その他有価証券評価差額金	2 5 2 百万円
	繰越欠損金	2 3 0 百万円
	減損損失	3 7 百万円
	減価償却超過額	2 2 百万円
	役員退職慰労引当金	1 9 百万円
	有価証券償却額	1 4 百万円
	偶発損失引当金	1 3 百万円
	退職給付引当金	5 百万円
	その他	<u>1 4 百万円</u>
	繰延税金資産小計	9 5 8 百万円
	評価性引当額	<u>△ 9 5 8 百万円</u>
	繰延税金資産合計	—
・繰延税金負債	繰延税金負債合計	—
・繰延税金資産の純額		<u>—</u>

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額、賞与額については当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その決定方法を規程で定めております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 59百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」47百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

◎損益計算書

(単位：千円)

科 目		令和4年度	令和5年度
経常収益		908,919	1,075,604
資金運用収益		802,794	834,177
貸出金利	息	494,808	503,151
預け金利	息	42,584	48,812
有価証券利息配当金		255,488	272,300
その他の受入利息		9,912	9,912
役務取引等収益		63,422	53,766
受入為替手数料		26,974	26,822
その他の役務収益		36,448	26,943
その他の業務収益		8,642	8,728
外国為替売買益		415	684
国債等債券償還益		26	83
その他の業務収益		8,200	7,960
その他の経常収益		34,061	178,932
貸倒引当金戻入	益	11,139	76,760
償却債権取立	益	16,993	100,275
その他の経常収益		5,927	1,896
経常費用		807,367	901,890
資金調達費用		14,416	13,309
預金利息		11,820	9,842
給付補填備金繰入額		979	811
借入金利息		69	3
その他の支払利息		1,546	2,653
役務取引等費用		45,582	45,561
支払為替手数料		2	5
その他の役務費用		45,579	45,555
その他の業務費用		29,535	77,311
国債等債券償却		—	37,220
その他の業務費用		29,535	40,091
経費		695,765	745,813
人件費		363,367	374,788
物件費		328,198	366,620
税金		4,199	4,404

そ の 他 経 常 費 用	22,067	19,894
貸 出 金 償 却	9,944	15,409
そ の 他 の 経 常 費 用	12,122	4,485
経 常 利 益	101,552	173,714
特 別 損 失	0	47
固 定 資 産 処 分 損	0	47
税 引 前 当 期 純 利 益	101,552	173,667
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	904	904
法 人 税 等 合 計	904	904
当 期 純 利 益	100,648	172,762
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	87,004	183,286
当 期 未 処 分 剰 余 金	187,652	356,049

注記事項(令和6年3月期)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 59円77銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、53,766千円であります。

◎剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目		令和4年度	令和5年度
当 期 未 処 分 剰 余 金		187,652,017	356,049,045
積 立 金 取 崩 額		—	—
経 営 安 定 化 積 立 金		—	—
計		187,652,017	356,049,045

これを次のとおり処分いたします。

剰 余 金 処 分 額		4,365,677	4,305,163
利 益 剰 余 金		—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年3%)	4,365,677	(年3%) 4,305,163
繰 越 金 (当 期 末 残 高)		183,286,340	351,743,882

◎ 令和6年6月14日開催の第78期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士越田圭事務所 公認会計士越田圭氏の監査を受けております。

なお、貸借対照表及び損益計算書は、それらに係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認められております。

また、剰余金処分は、法令及び定款に適合しているものと認められております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月17日

砺波信用金庫

理 事 長

松本 昭浩